

# 「奨学金」貸与に関する Q&A について

～あなたの将来の夢の実現を応援します～

Q1：どのような職業（資格）を選択した場合、奨学金を貸してくれるのですか？

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 看護師
- 准看護師
- 介護福祉士
- その他理事長が認める資格（ご相談ください。）

Q2：奨学金の支給額、またその使途などに制限がありますか？

- 奨学金は、年額 1,500,000 円の範囲内で支給します。
- 奨学金の使途は、主として入学金（入学時のみ）、授業料、実習費（ユニホーム代、旅費等）その他参考図書や教材などの学費としています。生活費については対象としていません。
- 奨学金の貸与期間は、入学時から卒業時までの期間（毎年半期又は全期で支給）となります。

Q3：卒業後、奨学金を返還しなくても良いと聞きましたが、本当ですか？

- この奨学金は、卒業（資格取得）後、当法人内の病院や介護老人保健施設、訪問看護ステーションなどで一定の期間働いていただける方を対象に奨学金を貸与しています。
- 従いまして、卒業（資格取得）後、当法人内で 5 年間勤務した場合、奨学金として貸与した全額の返還を免除しています。よって、5 年間勤務すると奨学金を返還しなくても良いです。
- ただし、中途で退職される場合は、奨学金の全部を返還する必要があります。

Q4：奨学金を借りるのに何か条件がありますか？

- 奨学金を貸与できる方は、現に法人に在籍する職員、若しくは今後新たに採用する者（学校を卒業後）であって、勤務成績又は学業成績優秀で品行方正及び健康な方としています。
- また、岩手県内に住居を有する方で独立の生計を営むなどの保証人がお一人必要となります。

Q5：奨学金を借りる手続きについて教えてください！

- まずは、奨学金貸与願書を法人に提出します。（願書の様式は当法人に請求してください。）
- また、次の書類を用意して法人に提出してください。  
(1) 学業成績表、受験成績を証する書類 (2) 学業成績表及び在学証明書（在学中の者）  
(3) 戸籍謄本、住民票抄本 (4) 健康診断書 (5) 家族調書及び保証人選任調書  
(6) 印鑑証明書（保護者、保証人各 1 通）(7) その他理事長が必要とする書類。
- 書類提出後、法人内で審査を行い、奨学金貸与の可否を保護者にご通知いたします。

SCAN ME



一般社団法人 みちのく愛隣協会

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台二丁目8番2号 TEL 0195-78-2511

お問い合わせ  
東八幡平病院  
事務部業務支援課  
担当:佐々木・田村